県評しずおか

静岡県労働組合評議会
〒420-0851
静岡市葵区黒金町55番地
交通ビル3階
TEL 054-287-1293　FAX 054-286-7973
Eメール　kenpyo@cy.tnc.ne.jp

静岡県評第７９回定期大会開催

静岡県評は９月26日に第79回定期大会をオンライン併用で開催しました。２０２７年度の運動方針などの議案を採択、新体制を確立し「仲間を増やし職場の要求や大幅賃上げを実現させよう、対話と学び合いで労働組合を自分ごとにしよう、平和と民主主義を守り仲間の力で政治を変えよう！」をスローガンに新たなスタートを切りました。来賓として全労連・高木りつ副議長、県共闘会議・鈴木英夫代表幹事、日本共産党・鈴木節子元県議、労働金庫・中村太郎常務理事からあいさつをいただきました。



役員辞職での幕引きを許さず浜岡原発は廃炉に

中部電力基準地震動捏造事件

9月14日、中部電力は浜岡原発の基準地震動捏造事件で、規制基準適合性審査の申請を取り下げ、林社長、勝野会長、水野相談役の辞任を発表し、9月30日で辞任しました。

しかし、浜岡原発の再稼働に固執する姿勢は変わっていません。

林社長は、社会から不信を招いたことを「深くお詫び」すると言いながら「決して諦めることなく、再申請に向けた取り組みを進める」と表明しています。今回の申請取り下げやトップの辞任で、基準地震動捏造事件を幕引きとさせるわけにはいきません。

中部電力が公表した外部有識者による調査報告書は「安全性には影響がない」「技術的には正しい」「再稼働の支障となる行為は認めるべきでない」などという「特異な考え方」で正当化していたとし「自分たちが行った行為に問題があるとの認識を持っていないのではないか」とまで指摘しています。

報告書はさらに、この「特異な考え方」が組織的に共有され、是正のための指摘などを封じ込めてきたとし「不祥事案が今後も断続的に起き得るという懸念は払拭できない」としています。

基準地震動は耐震設計の土台であり、その捏造は決して許されません。法令やルールを守る意思がない独善的な事業者には原発を扱う資格はありません。中部電力は浜岡原発の廃炉と原子力事業からの撤退を即刻決断するべきです。

大会関連の資料（議長挨拶・各代議員の発言・大会宣言等）は、下記のQRコード又は、県評HPから閲覧できます。

大会詳細は、QRコードから。

27年度役員

議長	菊池　仁	常任幹事	岡村　雄馬
副議長	秋野　学		黒田　貴子
	塚原　一志		竹村　義人
	塚本　徹		○室田　義巳
	堀内　慶一		中村　富美子
	齊藤　勝巳		櫻井　友隆
事務局長	○松川　功	青年部	服部　瑶生
次長	榊原　雅樹	女性部	増田　敦子
	○長澤　裕	会計監事	石川　哲矢
常任幹事	市村　直之		松本　元延
	浦田　浩幸		笹ヶ瀬　浩人

注○は、新任を示す

東海大王パッケージ セクハラ裁判　結審

9月9日名古屋地裁豊橋支部で、東海大王パッケージのセクハラ裁判の最終弁論がありました。裁判は、原告代理人の垣岡弁護士が、最終準備書面の骨子について、以下のとおり陳述しました。

【被告Aからのセクハラ】

被告Aが原告に行ったセクハラ行為は①原告のお腹やわき腹、腕、太ももの辺りを指で突っついた②作業着の胸ポケットやズボンのポケットのチャックを閉めようとした③業務とは無関係に写真撮影した④膝の上に座ったこと。原告は、終始一貫してこれらの被害を訴えてきた。被告Aは全く反省していない。

【被告AとBのパワハラ】

原告は、セクハラ被害を受けたことを相談することが恥ずかしく被告Aから執拗にセクハラ行為を繰り返され、強い不快感、嫌悪感、屈辱感で不安で不眠などに悩まされた。

【第3　被告会社の責任】

被告会社では、①労働者への周知・啓発がされていない②ハラスメントを未然に防ぐため為の研修がされていない③適切な調査をしていない④事後の対応が不適切であることから会社の責任は免れない。被告会社は、適切な調査もしないで、被告Aに対し懲戒や配転をせず、擁護していることに、原告の精神的苦痛は増すばかりである。原告の被害回復や職場でのハラスメントの撲滅のためには、被告Aのみならず会社の責任が認められなければならない。

次回は、12月18日11時30分から判決です。多くの方の傍聴をお願いします。



裁判傍聴に駆け付けた皆さん

地域や職種を超えた交流で元気にサマセミ

全労連東海北陸ブロック青年交流会「第33回サマーセミナー」が9月19日から21日にかけて石川県で開催され東海・北陸を中心に全国から青年組合員が集まり、交流と学習を深めた2泊3日となりました。

1日目は、グループワークや交流企画を通じて各地域の仲間と親睦を深めました。職場や組合活動の状況を交流する中で、それぞれの地域が抱える課題や取り組みを知ることができ、全国の仲間とのつながりの大切さを実感しました。

2日目は、能登半島地震と豪雨災害について学習しました。被災地での支援活動や避難所の実態、被災者の要求を集めて制度改善につなげる取り組みなどについて学び、災害時に労働組合が果たす役割の重要性を改めて認識しました。また、自治体職員自身も被災しながら行政機能を維持しなければならない現実を知り、住民サービスを守るための組織的な支え合いの必要性について考える機会となりました。段ボールベッドの体験や避難所環境に関する学習を通じて、被災者の視点に立った支援の重要性も学びました。午後は分散会で金沢市内をグループに分かれ観光をしました。

最終日は、医療・福祉・生協の現場で震災を経験した方々や、実際に避難生活を送った方から話を聞きました。被災者でありながら地域住民を支える立場でもある労働者の経験に触れ、災害時における労働者の安全確保と公共サービスの維持を両立させることの難しさ、そしてそのために労働組合が果たすべき役割について学びました。さらに、グループ討議では「自治体に何を求めるのか」をテーマに意見交換を行い、住民の声を行政施策へ反映させていく組合活動の意義について理解を深めました。

今回のサマーセミナーでは、災害や復興の課題を学ぶだけでなく、労働組合が仲間の働く環境と住民生活の双方を支える重要な役割を担っていることを再認識しました。全国の仲間との交流で得た経験や学びを今後の組合活動に生かしていきたいと思います。

【参加者の感想】

初めての北陸、初めての金沢に移動の時からわくわくどきどきでした。静岡からはなんと30名越えの参加者で、初めてのメンバーとも交流できて楽しかったです！同世代の繋がりがまた広がったのかなと思うと嬉しいです！3日目の全体会での能登半島地震の経験談やグループワークでは、改めて日頃からの防災意識や制度の活用、人との繋がり、声を上げていくことの大切さを感じました。静岡だからこそ、これからの意識や、変えていこうとする姿勢が大事だなと思いました。（福祉保育労　高野）



サマセミ参加の皆さん

静岡県労働研究所 No109


報告する杉村氏

アジアの福祉国家の多様性

9月17日、定例研究会が開かれ「アジアの専門家による福祉国家に対する評価」と題して、杉村豪一氏が以下のように報告しました。

アジア諸国では近年、各分野で福祉政策が整備され、様々な福祉国家が形成されてきた。アジアの福祉国家の多様性を捉えるために、福祉国家に関する専門家調査を、日本、韓国、中国、タイ、ベトナムの専門家に回答を依頼した。

福祉国家の現状として、日本と韓国の福祉国家は高く評価されている。中国とタイは、それほど高く評価されていない。今後の展望として、日本の福祉国家の将来性は、比較的低く評価されている。これに対して、中国とベトナムは比較的高く評価されている。

望ましい財政方式は、日本と韓国では、子ども、障害、貧困に対して、税方式による財政を強く選好する傾向がある。これに対して、年金と医療については、社会保険方式による財政を強く選好する傾向がある。

給付方式として、一般に、福祉国家の制度が古く、発展しているほど、現物給付が強く選好される傾向がある。

福祉国家のモデルとして、スウェーデンとドイツは、普遍主義的な福祉国家のモデルとなっている。東南アジアでは、中国、タイ、ベトナムをモデルとして見る傾向が比較的強い。

福祉国家の形態は、その発展した時期によって形づくられる。次回は10月15日、次々回は11月19日いずれも18時30から

久保山愛吉氏追悼　焼津のつどい

人類史上最初の水爆実験の犠牲者、第五福竜丸の無線長だった久保山愛吉さんの72年目の命日の9月23日、追悼行動が焼津市で行われました。

午前中は、あいにくの小雨の中、焼津駅前に集合し、久保山さんのお墓のある弘徳院まで墓参行進。

墓前では、誓いのつどいが開かれました。原水爆被害者の会、新婦人、科学者会議、高校生などの皆さんから、核禁条約への日本の参加を求めていくこと、核兵器のない世界の実現を求めていきたいなどの発言がありました。その後、参加者は久保山さんの墓前に献花を行いました。

午後は、場所を和田地域交流センター「わかしお」に移して、9・23焼津のつどいが行われました。



焼津駅から墓参行進の様子

今年は、ビキニ事件の語り部、杉村征郎さんが記念講演を行いました。中学生の頃、自宅の20m先に被災した第五福竜丸が接岸しており関心を持ち「原水爆禁止」の署名運動に取り組んだことや、和解金が支払われたあとの焼津の住民の意識などを話されました。その後、平和行進の県内行進者の磯部さんや高校生のグループ、エバーグリーンが広島原水禁大会や高校生の全国交流に参加した報告を行い、参加者を勇気づけました。

最後まで議論がかみ合わず裁判結審
リニア差し止め訴訟第22回口頭弁論

9月25日に静岡地裁にてリニア裁判の第22回口頭弁論が実施されました。冒頭に裁判官から被告（JR）が提出した準備書面に対して、これについてはこれまでの主張を越えるものではないことを確認して、結審しました。あわせて原告側は吉田町の住民である福田由紀子さんがリニアの事業が水循環基本法に違反していないか？国の有識者会議のいう「上流の地下水と下流の地下水がつながっていない」主張に対する批判、水の質の問題、JR東海が国際的な「ビジネスと人権」の基準に違反していないか？と問題提起し一私企業が行う事業が大井川の水循環、人権を壊すことを容認しないでほしいと裁判官に訴えました。

裁判後の報告集会では結審にかんする弁護団の感想を求められ、西ケ谷弁護士は「こちらが自信を持って出した主張にJRが応えず、従来の主張を繰り返すのみで議論が噛み合わず深まらないものだった」と述べられました。次回、判決は2027年2月26日13時10分です。

沖縄県道１０４号線越え実弾訓練

9月11日から22日にかけ東富士演習場において在沖縄米海兵隊による「沖縄県道１０４号線越え１５５mm砲榴弾砲実弾訓練」が行われ「米軍は東富士に来るな！出て行け！静岡県民の会」は、9月13日に現地で抗議行動を行いました。当日は朝から小雨でしたが、予定通り「抗議のスタンディング」をキャンプ富士前の滝ケ原駐屯地前路肩で行ない30人が参加しました。「デモカレンダー」を見て参加したという方も2人いました。その後予定通り、いつもの「監視活動場所」移動すると、12時近くまで畑岡射場で小銃の訓練が行われていました。その時、畑岡射場で展開訓練を行うハイマース2両を目撃しました。「１０４訓練」部隊と一緒に移動してきたと考えられます。「１０４訓練」とは関係のない高機動ロケット砲システム（ハイマース）なのに、米軍は日本の税金を使いたい放題です。今回は、実施部隊第12海兵沿岸連隊第3大隊（大隊レベル・キャンプ・ハンセン）人員約６００名車両約１３０両１５５mm榴弾砲12門これまでの最大規模になっています。また、今回から「対装甲車火器訓練」を行ないました。

若者の対話と学びあいで社会を変えよう！
全労連青年部第38回定期大会

全国各地から多くの青年が集まり、それぞれの地域や職場での活動報告や課題について活発な意見交流が行われました。

２０２６年度の運動方針では「全労連青年部強化・拡大２ヵ年計画」が提案されました。全労連青年部や地方組織では、青年組織の休止や役員のなり手不足など青年部活動の継続が難しくなっている現状が訴えられています。こうした課題を踏まえ、まずは青年同士が出会いつながる機会をつくることを土台にし活動の輪を広げていく方針が示されました。

全体討論では各組織から青年の参加を促すための多彩な取り組みが報告されました。特に、青年自身が「参加したい」と思える企画づくりや、体験型イベントを通じた交流の場の創出など、労働組合に対するハードルを下げる工夫が印象に残っています。イベントへの参加きっかけに青年部活動に触れてもらい、興味・関心を持つきっかけを作ることが青年部活動の活性化につながる第一歩になると感じました。（静岡自治労連　大和）

一コマ漫画



過労死等防止対策推進ゼミナール

日時：2026年11月6日（金）
13：30～16：20（受付13時）
会場：プラサヴェルデ
コンベンションぬまづ
301・302会議室
（静岡県沼津市大手町1-1-4）